

国際土木プロジェクトの法的リスクの把握



井口 直樹
日本弁護士 (NY 州司法試験合格)
アンダーソン・毛利・友常法律
事務所 パートナー弁護士

1. 国際土木建設プロジェクトは生き残る道か

日本企業の国際土木建設プロジェクト受注意欲は盛んになってきた。しかし、これをバックアップすべき法律実務、国際プロジェクトの法的リスク把握のほうは心もとない。近時、国際プロジェクト関連法律実務は大いに進歩したのに、日本企業の意識、そして何よりも日本ローヤー（日本弁護士及び外国資格を有している日本人）の意識と能力には大いに問題がある。勿論、道具立てが増えてもリスク・紛争を全て「回避」できるわけではない。「回避」できるならよいが、実際は異文化・異なる制度の新興国でビジネスには紛争は「不可避」であり、リスクはゼロにならない。しかし、新興国投資が大きな比重を占める現在、「リスク把握」とは、新興国の法制の不備を嘆いてお互いの失敗を慰めあうことではない（〇〇国企業が約束を反故にする、〇〇国企業は頑なに譲歩しないと嘆いても、それ自体には解決手段はない。）。むしろ「ローカル」ではなく「国際」で通用する法的手段、他国の競争相手も既に知っている法的手段を組合せて戦略を立てて、リスク・紛争の「最小化」「解決」を目指すことこそが、「リスクの把握」「最小化」である。

2. 法的手段の「進歩」

第1に、国際プロジェクトの「契約実務」では、FIDIC 約款の多くが改訂され、例えば、FIDIC Red Book では1999年版が作成されて、紛争解決制度としての「紛争裁定委員会 (DAB)」が導入された (20条)。DABは、コスト増大・長期化が著しい土木建設仲裁に対し、適時・効率的な紛争解決、紛争のスクリーニングを行う試みである。もともと仲裁機能不全の原因はローヤー側にあるのではという辛辣な見方もあるが、ある種の創造的な試みであることは間違いない。今後は、各国国内法制がこの新たな試みを柔軟に受け容れられるかどうかを試されている。

第2に、国際プロジェクトという民間企業が主体の分野に、国家間の条約（経済連携協定 (EPA) や 2 国間投資協定 (BIT)）等の方法を通じた支援が徐々にではあるが充実してきた。投資協定違反（内外差別、裁判拒否等）を理由とする投資仲裁事件は増加しており（既に 300 件以上）、かつ、国際プロジェクト関係の事件は相当数を占める。あらゆる紛争が協定違反になるわけではないが、例えば、有名な Saipem 事件（2009 年）はパイプライン

建設に関するものである。工事延長に伴う建設業者からの請求を認めた ICC 仲裁判断を、バングラディッシュ国内裁判所が取消したが、この取消判決が協定違反とされてバングラディッシュは損害賠償が命じられた。仲裁に至らずとも、違反事実を指摘することで交渉上の優位を得る手掛かりとなるし、日本政府（現地大使館）に支援も求めやすくなる。他国の競争相手が既によく知っているこれらの手段を無視したままなのは、日本企業の経営判断として問題があろう。

第3に、各国国内法レベルの問題ではあるが、不正行為に対する厳しい対応が進んでいる（米国 FCPA・英国 2010 年 Bribery Act 等）。世界銀行グループも MDB Harmonized Version で、各銀行毎に不正行為の抑止を意図した詳細な規定を置いた。環境保全の問題も今後重要視されるだろう。

3. 受身から rule making へ参画する立場へ

このような変化は、遵法意識が高い日本企業にとっては本来望ましい変化であるはずだ。しかし、この変化に日本企業も日本ローヤーも能動的な参画をしてきたか疑わしい。

日本企業は、今まで主流であった英国流コモンローのプラクティスをキャッチアップするのに懸命であり成果も上がった。しかし、必要なのは「英国流コモンロー」だけではない。むしろ、新興国プロジェクトの場合、ファイナンス関連を除けば準拠法になることが多い現地国法を知ることでも大事である。東南アジアやラテンアメリカは、むしろ日本と同じ「シビルロー（欧州大陸法）」法圏であって、必ずしも英国流コモンローが妥当しない。さらに大切なのは、戦略の世界で競争する企業の標準装備というべき「国際プラクティス」「国際法」を知ることである。それに、表層的に英国流コモンロー・プラクティスを追っていくだけでは、現地国・企業や他国の国際ビジネスに長けた企業と競争できない。日本企業としては、様々な国で展開する自己のビジネスに対応できる総合的な国際法務部門の確立が急がれる。

日本ローヤーのほうはもっと情けない。2010 年、日本で初めて DAB メンバー候補者試験が行われたが、日本ローヤーの参加はわずか 1 名だった。日本弁護士は、今まで国際プロジェクト案件はグローバル・ファーム（主として英米系法律事務所）に丸投げしながら、日本市場に参入する外資へのアドバイスを行うことで「涉外」ローヤーと呼ばれてきたが、今後はそれだけでは存在意義を失ってしまうだろう。

日本の土木建設業も、日本ローヤーも、旧弊から脱皮して国際ルールをより合理的なものに変えていく世界の動きに参画することを目指すことが望まれる。